

産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和6年4月30日

(宛先)前橋市長

提出者 〒371-0131
住 所 前橋市鳥取町123
氏 名 相模屋食料株式会社
代表取締役社長 鳥越 淳司
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 027-269-2345

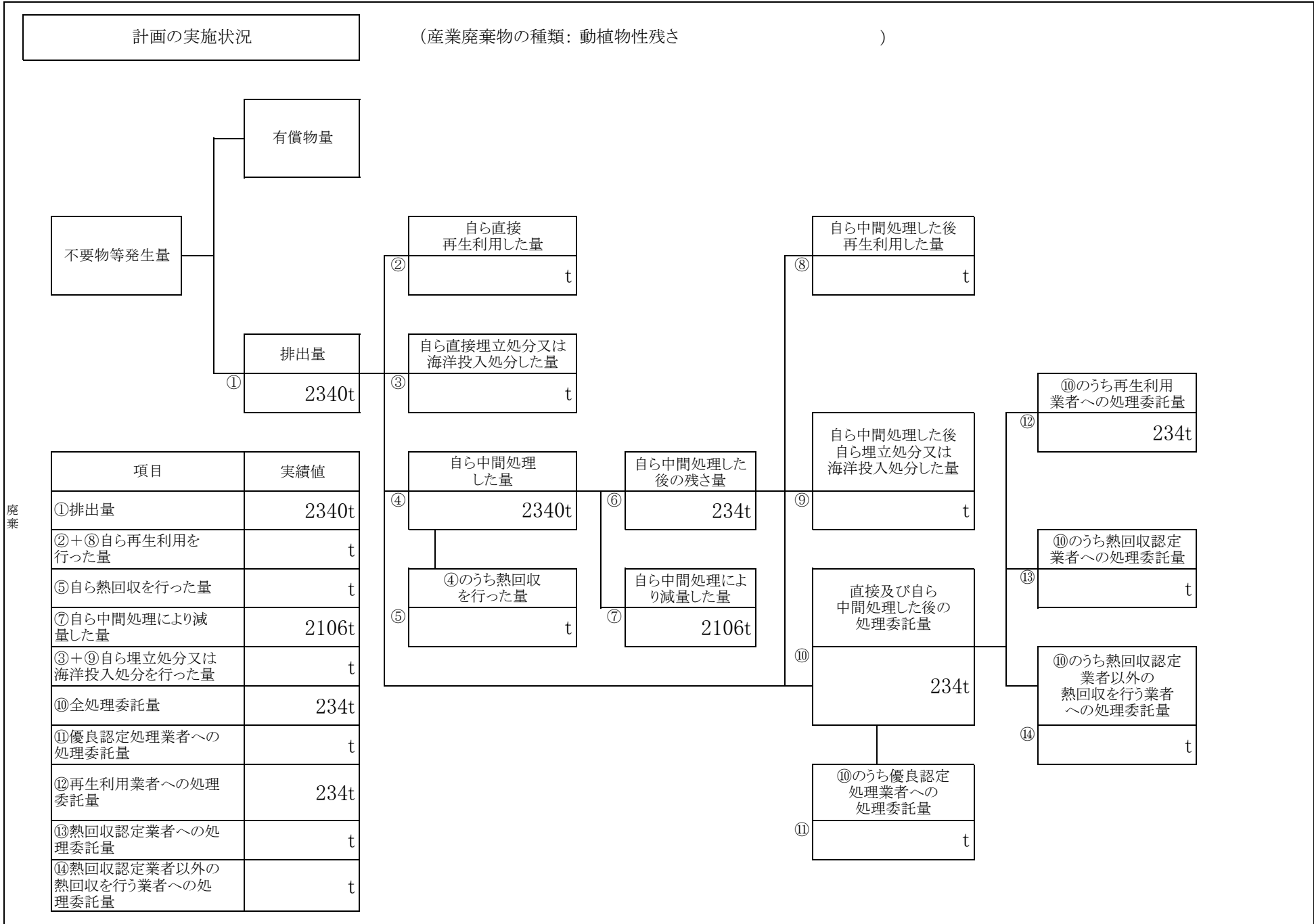
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、令和5年度の産業廃棄物
処理計画の実施状況を報告します。

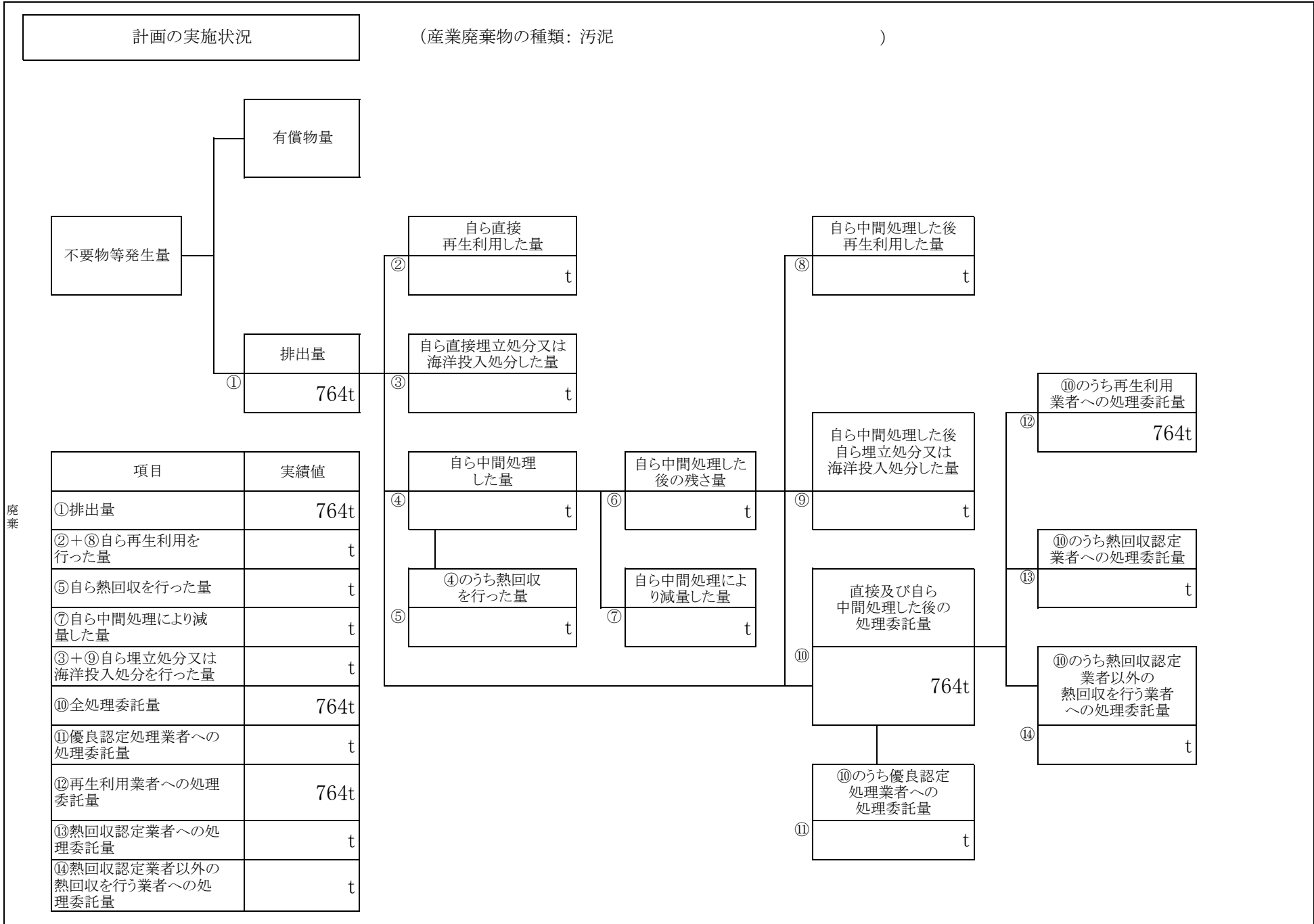
事業場の名称	相模屋食料株式会社 第三工場
事業場の所在地	前橋市鳥取町156
事業の種類	豆腐・油揚げ製造業 (E09 食品製造業)
産業廃棄物処理計画における計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31

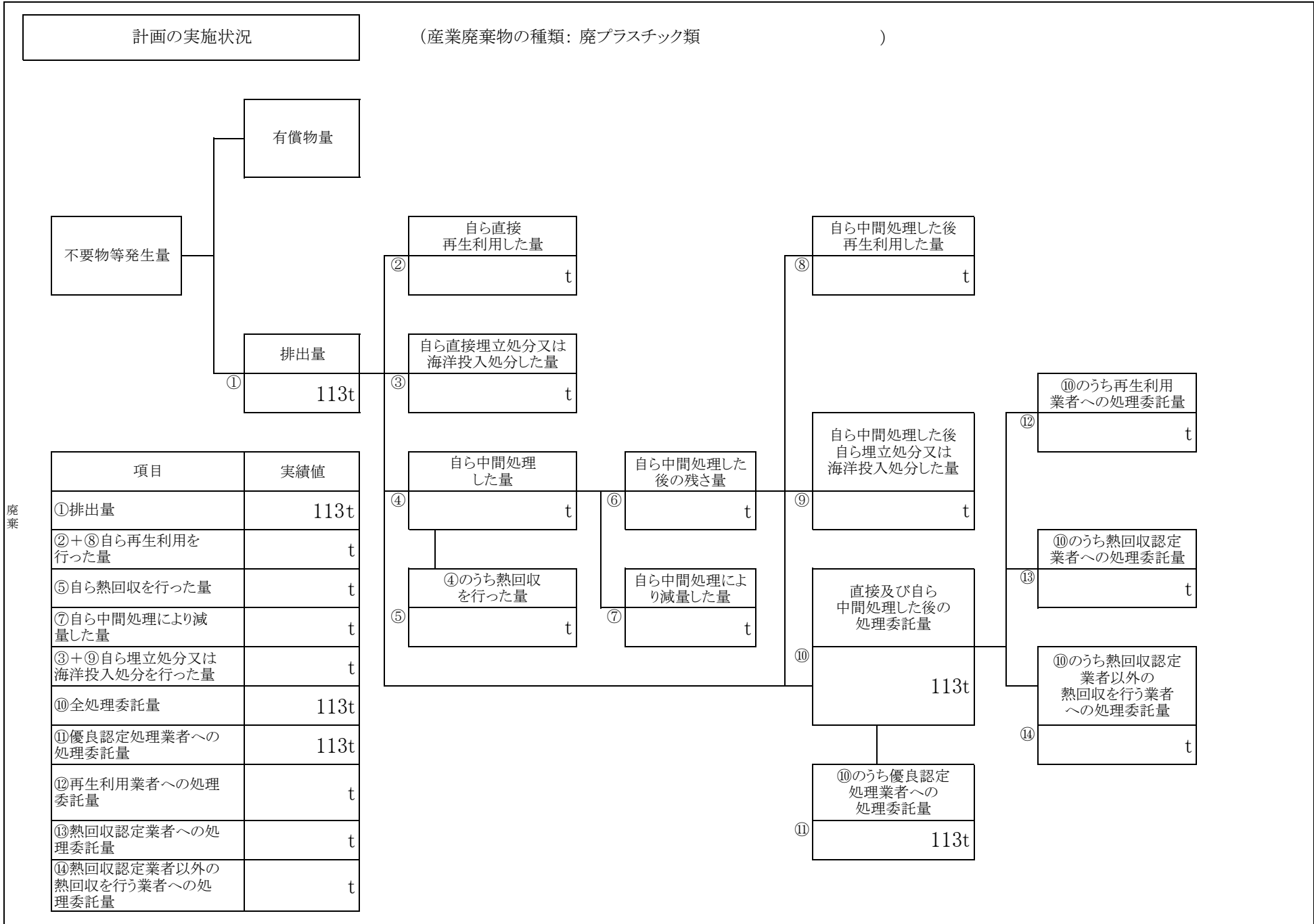
産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	3910t	全処理委託量	1610t
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	優良認定処理業者への処理委託量	110t
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	再生利用業者への処理委託量	1500t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	2300t	認定熱回収業者への処理委託量	t
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t

※事務処理欄







備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃 2024/6/6
した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - 廃(6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) 令和5年4月1日～令和6年3月31
第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) 3910t 1410t
第15条の3の3第110t
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち1300t
2500t
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄には、何も記入しないこと。